

気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設に係る協定書

山口市（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設について、熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止が図られるよう、当該施設の指定暑熱避難施設としての指定及び運営に当たり必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定で使用する用語の定義は、気候変動適応法の用語の定義によるものとする。

（協定の目的となる指定暑熱避難施設）

第3条 この協定の目的となる指定暑熱避難施設（以下「対象施設」という。）は、次に掲げるとおりとする。

（1）名称

●●●●●●

（2）所在地

山口市●● ●丁目●番●号

（実施期間）

第4条 実施期間は、毎年度4月第4水曜日～10月第4水曜日（熱中症特別警戒情報の運用期間）とする。

（供用部分）

第5条 対象施設において、住民その他の者の滞在の用に供する部分（以下「供用部分」という。）は別図のとおりとする。

（開放可能日等）

第6条 対象施設の開放可能日等、開放により受入れることが可能であると見込まれる人数は、次に掲げるとおりとする。

（1）開放する曜日

●曜日～●曜日

（2）開放する時間帯

午前○時～午後○時

（3）受入れ可能人数

■人

（施設の管理）

第7条 対象施設の管理責任者は、次に掲げるとおりとする。

所属部課：

役職名：

氏名：

連絡先：

- 2 乙は、気候変動適応法及び気候変動適応法施行規則に定める対象施設の基準に適合するように、対象施設の供用部分を適切に維持管理するものとする。
- 3 甲は、対象施設の供用部分について、住民その他の者の滞在に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、乙に対し、改善を申し入れることができる。

(熱中症特別警戒情報の発表時の対応)

第8条 乙は、環境省が発表する熱中症特別警戒アラートと熱中症警戒アラートをメールで配信する「熱中症警戒アラート等メール配信サービス」に登録し、熱中症特別警戒情報の伝達を受けるものとする。

- 2 乙は、前項の伝達を受けたときは、当該熱中症特別警戒情報の発表期間中、第6条に定める開放可能日等において、対象施設のうち第5条に定める供用部分を一般に開放するものとする。
- 3 前項による対象施設の開放中における住民その他の者の滞在に係る対応は、乙においてこれを行うものとし、必要に応じ甲に協力を求めることができる。

(熱中症特別警戒情報の発表時以外の対応)

第9条 乙は、熱中症特別警戒情報の発表時以外においても、住民その他の者が暑熱を避けるための滞在场所として、第6条に定める開放可能日等において、対象施設のうち第5条に定める供用部分を一般に開放にするよう努めるものとする。

- 2 前条第3項の規定は、前項の規定により供用部分を一般に開放する場合において準用する。

(免責)

第10条 指定暑熱避難施設指定を利用した者が対象施設に損害を与えた場合であっても甲は損害賠償の責任を負わない。

(変更の協議)

第11条 乙は、対象施設の営業時間の変更や増改築等に伴い本協定の内容に変更が生じる場合は、あらかじめ甲と協議するものとする。

(協定の有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年3月31日までとする。ただし、当該期間の満了の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも協定の更新をしない旨の申出がなかった場合には、協定は、引き続き同一の条件で1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第13条 本協定について疑義が生じたとき又は本協定に定めがない事項について取扱いを定める必要があるときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和7年 月 日

甲 岐阜県山県市高木 1000 番地 1
山県市
山県市長 林 宏 優 印

乙 住所
氏名 印